

## 論文

---

### 報告に対するコメント

森 勇

#### 【はじめに】

ただいまご紹介にあずかりました、中央大学の森でございます。本日はお招き頂きまして、有り難うございます。

最初に全体的な感想というか、私の受けたショックというか、違う世界に来てしまったな、と感じております。いつでしたか、今年の初め頃に伊藤先生から「コメンテーターやってくれませんか」と聞かれたので、「何の？」といったら、「東欧圏の…」とかおっしゃられたので、「雑駁なものでもいいなら、この前、ちょっとかじったから、やらせていただいても」といった程度のお話をしたのですが、そのままずっと何もしないまま、最近までいたりしました。この前の火曜日に、伊藤先生から、ご本人の原稿を見せて頂いて、「え、これって、僕には関係しないテーマ、世界が違う話」とかいったと思うのですが、もう後の祭りでございます。実は今日も、昼ラーメン屋から出るとき、足が本郷とは反対方向にむきかけたのですが、性格がいい加減なものですから、それはそれでお話をうかがって私の感想、というよりも、思いつきを述べさせて頂き、様々ご教示頂ければ少し成長できるかなと思ひ参加させていただきました。ということですので、私の誤解等々がないかどうかを確認させて頂くという意味で、私を感じたことを申し上げたいと思います。

#### 【当事者主義とは】

今日、川村先生、それから、宇田川先生、伊藤先生の貴重なご講演を頂いたわけですが、川村先生のお話は刑事訴訟法に関わるということでした。私は民事訴訟法が一応専門でして、刑事訴訟法は門外漢、もう何十年も前に大学の授業でちょっと聞きかじった、というより実は、サボっていたし大学紛争でまともに授業が行われていなかったもので、試験前の詰め込みしかしていない、そういった遠い過去の夢の世界です。ということで、火曜日に伊藤先生とお話ししたときに、「当事者主義って普通は、そんなふうな使い方しないよ」っていつってしまったんですが、今日川村先生のお話を聞いて、「あ、そうだ。糾問主義、Inquisition の対極としての Adversary systemあるいはAdversarial Systemって当事者主義って訳されていたんだ」というふうに、実に40年も前の大学時代のことを思い出しました。逆にいいますと、言い訳っぽいので

すが、あのadversarial system、あるいはadversary systemを当事者主義と訳すのは、私は、いかがなものかなということを感じております。あれは、要するに「敵として向き合って」というのがadversarialですから、そういう意味では、当事者主義という言葉で、それを括るといのは、何かしっくりこないな、というふうに感じております。

上記の糾問主義・当事者主義というのが、審理構造にからめての表現ですが、一般に民事訴訟の領域では、当事者主義といいますと、職権主義との対比のもとで、いわゆる主導権をどちらが握るのか、ということを経称して指す言葉として使われるわけで、当事者が主導権を握れば当事者主義ですし、裁判所が主導権を握れば職権主義、それで職権主義のなかに、例えば、職権探知主義、当事者主義として弁論主義、というようなものが対峙するという形がとられるわけであり

ます。

私を感じたことをお話する前に、今回のテーマとは直接には関係ないのですが、私が理解している民事訴訟法の発展といいますか、当事者主義と職権主義の発展ということについて、少しお話しさせて頂きたいと思えます。

大陸での民事訴訟法の発展の出発点を形成したのは、フランス民事訴訟法だと思います。フランス民法のイデオロギックの出発点がどんなものであったのか、その正確なところは私はよく存じませんが、その後のドイツ各邦国（Staat）やわけても北ドイツ連邦の民事訴訟法そして1877年のドイツのライヒ民事訴訟法は、フランス民事訴訟法の影響を強く受けたものであることはご承知のとおりです。これらは、自由主義、「リベラリズムの申し子」といってよい、そう評価されていると思えます。したがって、当事者主義が完全に支配したわけであります。そこでは、何でもかんでも当事者が申し立てないとダメ、たとえば判決の送達もしない、というような、いってみれば厳格な当事者主義がとられていたわけであります。しかしながら、それを打破するといえますか、その舵をきったのが、オーストリア民事訴訟法でございます。オーストリア民事訴訟法の生みの親は、フランツ・クライン（Franz Klein）という人ですが、SDP、ドイツの社民党が、Sozialistischからsozialに、つまり社会主義的から社会的にその旗印を変えた際のsozial、社会的という表題で示している方向性を民事訴訟法に持ち込んだわけでございます。リベラリズムのもとでの個人間の闘争という訴訟観つまり個別的な現象として民事訴訟法をとらえるに対し、集団現象として民事紛争をとらえる訴訟観、訴訟をトータルとしてとらえ、その適切な解決の枠組という地位を民事訴訟法にみいだしたフランツ・クライン（Franz Klein）でございます。ドイツ民事訴訟法も、ドイツ人はいうのを嫌がりますが、オーストリア民事訴訟法の影響を実は非常に多く受けているといえるでしょう。

大まかにいうと、現在の民事訴訟法のもとでは、こうした発展をふまえ、現行民事訴訟法は、当事者主義とか、職権主義とか、という言葉では割り切れず、ある局面では職権主義、ある局面では当事者主義となっているわけであります。簡単に申しあげますと、手続、進行面、形式面に関しては職権主義、中身、実体面に関しては当事者主義というのが実は民事訴訟法の枠組となっているわけであります。ということで、当事者主義という表現をどのような意味で使うのか、これをはっきりさせておかないと、話が混乱するのではないかと、そういう気が致します。そこをまず前提として申しあげておいて、いくつか感想めいたものを申し述べさせていただきます

いと存じます。ちなみに、川村先生のお話、刑事訴訟の問題は、私の専門外でございますので、もし機会がありましたら触れさせて頂くということで、ご勘弁頂きたいと思っております。

## 【民事訴訟と民事訴訟法】

まず、一つ目に、宇田川先生の中国のお話を伺っていて思ったことですが、我々は民事訴訟という言葉を使っておりますけれども、中国の民事訴訟は我々とはそもそも異質なものではないのかというのが、率直な気持ちです。実はこのことは、東欧圏の社会主義体制が崩壊する前にいわれていたことでございます。民事訴訟法の目的に関する規定、中国とロシアを対比して頂きますと、実はロシアの旧法は、中国の現在のものと同じだと思いますが、共通性がみられます。つまり、社会主義体制を前提とした民事訴訟でなければならない、というわけでありまして、その部分が、ロシアの現在の民事訴訟法には、拝見する限りないようです。はっきり申し上げまして、民事訴訟が成り立つためには、所有の自由、交換の自由、これが原則として認められていなければ、民事訴訟といっても同じ土俵では我々は語れないと考えております。したがって、それを欠いた部分でやるのでしたら、それは、その枠組みのなか、つまり、当該政治・経済体制の枠組みのなかで、またその限度で当該国の民事訴訟法はどうなっているのかを語らなければならないのではないか、というふうな感じを持っております。

そういう意味で、中国での議論というのは、実は、比較法的には非常に面白い。私は中国のこととはよく知りませんので、政治体制と経済体制が分離している、それは、できるのかどうかという問題は別にしまして、分離した経済体制というのが、はたして本当の資本主義体制というか市場経済に対応するのか、というふうな点は実は非常に疑問だろうと私は思っております。ただこの場では、そこは一応ブラックボックスに入れまして、いくつか気付いたところを申し上げ、よい機会ですので、私自身の宣伝をさせて頂きたいと思っております。

実に、宇田川先生の巧みなご解説にありましたように、協働主義、あるいは当事者主義、職権主義、という中国での議論は、実は私の方からみますと、何か、いいとこ取り、つまみ食いという感じが致します。実は、協働主義というのは、Kooperationsmaximeというドイツ語の翻訳です。この言葉の訳に関し、ある先生は「協同主義」というふうに訳されておりました。しかしこの協同主義という表現は、簡単にいってしまいますと、個人間の利害衝突を止揚した、同一の方向に向けた枠組みをイメージさせます。これに対しまして、「Kooperationsmaxime」というのは、決して当事者の対立構造を止揚することを目指すとかいったものではありません。当事者と裁判所、あるいは当事者間における激しい対立関係のもとでの、ともに事実関係の解明、権利関係の解明に寄与するように個々の原則を組み立てて、それを総称して協働主義と総括したものと私は理解しております。しつこいようですが、そこでは利害関係が拮抗することが当然の前提となっております。その意味で——言葉の問題といってしまうればそれまでですが——、やはり「協働主義」と訳したほうがよいと考えています。この考え方は、かなり古くからあったようで、私の知る限りではワイマール期における民事訴訟法の改革にからめていわれてきたようですが、戦後では、ヴァッサーマン (Wasserman) というブラウンシュバイクの上級地方裁判所 (Oberlandesgericht)

の長官をなさっていた方が著された「Der soziale Zivilprozess」という1978年代に出版された本に詳しく書かれています。誰も読んでくれないようですけれども、この本については、民事訴訟雑誌25号（1979年）に私が紹介を書かせていただいておりますし、この本を翻訳して、『社会的民事訴訟』というタイトルで、1990年に出版しております。宣伝になりますが、ある実務家から、協働主義は弁護士を裁判所の協力者にするものでよろしくないということをいわれました。そこでこの本を差し上げて読んで下さいと申し上げたところ、「目から鱗が落ちた」といわれました。つまり、協働主義というのは、裁判所がすべてを取り仕切って、みんなで、寄ってたかって客観的真実を発見しようというようなものではございません。そういう意味での協働主義でございます。私が誤解しているのかもしれませんが、どうも、中国における協働主義というものの理解が、私が申し上げたようなものとはいささか違うのではないかな、という感じを先ほど持ちました。ちなみに、協働主義については、先のバッサーマンの著書以降議論が活発になり、いくつかの雑誌掲載論文、さらには博士論文もあります。雑誌掲載論文のうち、「協働主義」に反対というか【こういったいい方をする】に対して否定的な立場をとるフライブルク大学のライポルド（Leipold）教授と親協働主義のベンダー判事の雑誌掲載論文は、中央大学の日本比較法研究所の翻訳叢書（小島武司編訳「西独民事訴訟法の現在」1988年）に私が訳出してあります。ちなみに、ライポルド教授は、我が国でも特に証明責任の分野でよく知られた方です。またベンダー判事は、現行民訴法が定めている書面による準備手続のモデルとなったと思われる、シュトゥットガルトモデル／パウアー・ベンダーモデルの実務サイドの考案者です。これらを読んでいただければ、できればオリジナルを読んでいただければと思います。この場で一つ紹介させていただきたいのが、シュワープ先生（K.H. Schwab）のバッサーマンの著書に対する——これは直に話を伺ったもので、どこかに書かれていたのを見たものではありませんが——コメントです。「ジャーナリストにすぎる」というシュワープ先生のコメントは、協働主義というものの内容をうまく言い当てているような気がします。このシュワープ先生というのは、日本でも訴訟物論争でもしばしば引用されてきた方です。私の理解するような意味での協働主義ということであれば、宇田川先生が、中国は「ちょっとつまみ食いのところがある」というご批判は、「都合のよいとこだけ」という意味で、まさに当たっているだろうと考えております。

### 【訴訟の促進と職権主義】

全体の枠組のなかのお話で申しあげますと、先ほど申しあげましたように職権主義と当事者主義といっても、形式的側面と実体的側面と両方あるわけでごいまして、この部分がどう振り分けられているのかを分析しないままですと、職権主義的といえるのか、それとも当事者主義的なのかは分かりません。皆様のご関心は、おそらく、実体面における当事者主義におかれていると理解しておりますが、手続面に関する職権主義化と皆様のご理解しているものについてみると、それは世界的な傾向、全体の傾向はその方向に向かっていることは間違いのないだろうと思います。

その背景にあるのが訴訟促進です。ある先生が、訴訟を促進する、つまり訴訟を促すというの

はおかしい。冗談でこうおっしゃったことがございます。もちろん、訴訟促進というのは、訴訟つまりは手続きの迅速化、手続きをスムーズに進めようということです。それはなぜかといいますと、要するに、非常にざっくりばらんに申しあげますと、当事者に任せて放ったらかしにしておいたら、先に進まない。事件がたまる一方となり、争点がいつの間にか拡散し、証拠調べの対象が広がるからますます時間がかかる。そこで後から入ってきた事件に手が回らずに、悪循環というより負の連鎖に陥ってしまいます。うまく争点を絞り込んで、審理の促進をはかるには、交通整理を早めにやって、早めに進行させるということが必要になるわけでございまして、そのためには、やはり裁判官にある程度の力を与えないと動いていかないわけです。この部分については、たとえば英米なんかは、さきほど伊藤先生がおっしゃいましたように、戦後、当事者の訴訟支配を前提としたいいわゆる「訴訟＝スポーツ」観が唱えられました。聞きかじり程度ですが、英米法は基本的には当事者に訴訟をゆだねているとされていますが、今現在では、英米法のなかでの management judge という概念で、いわゆる「指揮する裁判官」というものが非常に強調されてきております。私は英米法の方はあまりやりませんので、よく分かりませんが、それ以上詳しいことは分かりませんが、いろんなところで management judge についての報告、あるいは論文などがすでに出されております。

ちょっと余談ですが、オーストラリアで、ちょっと実務を経験するというか、裁判傍聴を数ヶ月する機会を10年ほど前に持ったことがあります。そのときのことで、また、オーストラリアのしかもシドニーの裁判所だけのこともかもしれませんが、そこでの審理の進め方を「当事者支配」と一言でくくってしまうのはいかがなものかと思いました。確かに、ディスカバリーを中心としたプリトライアルについては、——最近ではかなりてこ入れがなされているようですが——当事者に任せている。これは当事者に任せっぱなしのようです。しかし、本番、つまり trial が始まった途端に、お尻をたたくんです。例えば、一週間連続の trial なんて当たり前です。民事です。Trial が始まった途端、完全に裁判官の支配下です。それから、ヨーロッパにおける状況、といってもドイツの状況しか私には分かりませんが、基本的にはドイツは最初からお尻をたたくのです。走れ。走れです。民事訴訟法が指定する手続き形成自体がこうなっている。五月雨式に主張して、何回も単に準備書面を交換するだけの期日を行なうのは許さない、となっているわけです。いずれにしても、手続進行に関しては、裁判官の権限は強められております。

ただ一つはっきりさせておかななくてはならないのは、これは当事者が、手続き形成については裁判所の下僕になる、そういうことでは決してありません。先にお話ししましたが、協働主義について我が国のある弁護士が危惧したことはあたらないと申し上げましたが、「手続き形成の職権化」というふうに表示したとしたら、この危惧はあながち的外れではないのかもしれませんが。形式面、進行に関してといっても、それは実体、本案の帰趨にも大きく関係してくることはご承知のとおりです。ですから、ここでもやはり、当事者が訴訟指揮の客体に終わってはならないわけで、手続き保証という意味からその主体的な関与がやはり求められなくてはならないことになり変わりありません。実体面もふくめ、ひとくくりで「当事者権」と呼ばれていますがこれをどう確保していくか、この点は実体面におけるのと同じありようが求められるはずです。

## 【弁論主義と釈明——当事者主義のドミナント？】

1. 次に、実体面に関してみれば、少なくとも近代の民事訴訟は、当事者にその支配を全面的に委ねるわけであります。ご承知のとおり、弁論主義です。協働主義というものは、そもそもの出発点は社会調整ですから、その広がりには広いのですが、ここが一つの主戦場となっていることは、先にあげたライポルドさん、ベンダーさんの論文のタイトルをみていただければおわかりいただけると思います。ちなみに、処分権主義というのは、権利の処分自由、権利者の自由だという実体法の建前の訴訟法への反映であり、資本主義、市場経済のもとでは、民事訴訟の本質に基づくものとされています。弁論主義との明確な区別が確立されたのはそう昔のことではありませんが、両者はまったく異なります。処分権主義は、権利のレベル、弁論主義は事実のレベルの問題です。

ところで、先ほどから出ています客観的真実ということですが、民事訴訟の目的を論じる脈絡の中で、「真実に基づいた裁判」をめざすといったことがいわれます。ただこれは、客観的真実、絶対的真実を追い求めていくというような意味ではありません。こういった真実は神様しかわからないわけですから。ここでの真実というのは、弁論主義の一内容である「自白は裁判所を拘束する」というテーゼからするなら、「当事者にとっての真実」という意味で理解すべきでしょう。当事者が「それでよい」というなら、よいのです。少し議論はありますが、当事者は自分の権利を自由に処分できるのですから。もちろん、後に取り上げますが、その「いいんです」ということの意味が問題ではございますが、その限りでは真実からずれることは前提とされているわけです。

ただ、当事者真実主義といっても、特に事実が争われているときは、できるだけ真実に基づく裁判というものは、民事裁判の理想です。そうでなければ裁判に対する国民の信頼は得られず、司法そのものの正当性が問われてしまうでしょう。もちろん、絶対的真実、あるいは真実を最終的に追求しきれるということは、先ほど申しましたように、ありえません。そこでですが、先ほども申しあげましたように、裁判所のいってみれば訴訟の追行、手続進行に関する権限が強くなるという流れがある一方、他方では、先ほど申しあげましたように当事者が「よい」っていえばそれでよい、そういうことだけでいきますと、たとえば当事者の力のバランスが異なるままでは、「真実の下で裁判なんかできっこないじゃないか」ということになってきます。そのアンバランスを調整する、均衡させるということをどのようにしてはかるかです。その手段が釈明です。釈明というのは、もちろん裁判官が行うのですから、職権で行うわけですがけれども、当事者主義とか、職権主義とかという、そういう二極の対立のレベルの問題ではなくて、その上といいますか、職権主義に転んでも、あるいは当事者主義に転んでも、その裁判がいずれの当事者にとっても公平に行われる。これを確保するデバイスだというふうに考えていただければと思います。ご承知の通り、ヨーロッパ人権条約、あるいはEU人権憲章といったようなものは、いわゆるfairな手続ということを含めた規定を置いております。それは、刑事訴訟においても、adversary systemつまり当事者主義をとるか、あるいは、Inquisition、つまり糾問主義をとるかということとはまったく別の問題として要求されるわけであります。ドイツは、まだ刑事訴訟に関しては糾問主義だと思っておりますが、当然に条約に加盟してはいます。

Fairという言葉は実に日本語になりづらい。裁判所サイドからすれば、不意打ちをしないとか

いったことが一つには求められることになるわけですが、当事者からみると1つの中核は、当事者間のアンバランスを調整し、武器平等を確保することであります。

伊藤先生は、当事者主義と武器平等とどこが違うのかをよく分からないとおっしゃったと思いますが、なるほど両者は概念的には別物です。しかし、現在では、両者を一体としてとらえないといけない。民事訴訟は、サバンナでの弱肉強食の争いであってはならないわけです。協働主義というのも、何度も触れたと思いますが、ここがその一つの出発点を形成していると思います。

この武器対等を確保する一つの、しかし非常に重要なデバイスが釈明です。最近では、わが国最高裁判例にも、特に強く釈明義務を意識したものがみられます。釈明することで、なるべく真実に即した裁判というものをできるわけでありますから、そういう意味では、さっき申しあげましたように、当事者真実主義に基づく裁判に向けた活動であります。しかし、釈明というものは、いずれにしろ結果的には一方当事者を助けることとなりますから、反対の意味で武器平等に触れないのかということがでてきます。裁判官はやりたい放題やっていいのか、釈明の限界という問題です。この点について、ドイツではよく「指摘するのはいいけれども、助言してはいけない」と説明されています。でも、「そうしないんですか」と「そうした方がよいですよ」というのと、どこが違うんですかね。私などは、フランクフルト大学のペーター・ギレス (Peter Gilles) さんの尻馬に乗って、武器平等という観点からして、釈明に限界はなく、やり方の問題だと考えています。たとえば時効の釈明ですが、「被告、あなたは、まじめな商人だからね。時効なんてことはいわないよね」と。こういう風な言い方をしたら、いいんじゃないかとか説明されています。まあ、釈明には限界があるといっても、一度やってしまったら、裁判官の忌避の問題が生じるだけで、その釈明に基づいてなされた主張を無視するということはできませんから、釈明の限界という議論は実践的な意味はあまりないといえますが。

2. 本当はこちらからお話しすべきであったかとも思いますが、最後に弁論主義の動向について簡単に触れておきましょう。実は協働主義というのは、このあたりをみていわれ出したところもあります。弁論主義は、裁判所は当事者が主張しない事実を裁判の基礎としてはいけない、自白は拘束力をもつ、申出のない証拠は調べてはいけない。こういうような3つのテーゼから成り立っているとされています。しかし、先ほど申しあげました釈明というものを咬ませてみますと、第1テーゼというものが果たしてどのくらい厳格なものなのか。つまり、当事者主義という「裁判官が後に下がっている」というふうなイメージ等で想像しやすいのですが、先ほどいいましたように、実体面と手続面を分けて考えていくなれば、裁判官の釈明というものを咬ませて考えると、主張があった、なかったということは例外的に起きることですから、それほど大きな意味をもつのかな、という気が致します。また、訴訟資料と証拠資料の峻別、つまり、証拠調べの結果わかったことを裁判の基礎としてはいけない、あくまで当事者が弁論の一環として当該事実を主張しないとけないということがこのテーゼから導かれてきたわけですが、昨今では、証拠調べで顕れてきた事実については、黙示の主張があったとしてよいとする見解も有力ですし、そもそもこのような峻別ということを否定する方もいるようです。そうすると、——よくわかって申し上げているわけではありませんが、——とりわけご報告にあったロシアの状況とそんなに大

きな違いがあるのかなという気がします。

第2番目の自白ですけれども、たしかに自白についても、拘束力を認める。つまり裁判所は、自白に反する事実を認定してはいけないというふうに、一般的にはいわれるわけですが、例えば自白について、弁論主義の根拠としての手段説をとると、ちょっと話が違ってくるのかなと思います。ちなみに手段説というのは、弁論主義がとられるのはなぜかといえば、それが最も真実発見に一番適しているからだとする見解です。この見解からすると、いくら当事者がよいといっても公知の事実と反する自白でも、裁判所はこれをベースにしなければいけないのかということになりそうです。

それから3番目の証拠収集に関しましても、我が国の民事訴訟法にもいくつか例外が定められていますけれども、実はオーストリア民事訴訟法では職権でできないものは、基本的には証人だけで、さらには、証人尋問ですら、当事者が反対しない限り職権でできるのだそうです。そういう意味では、証拠調べの当事者支配というのは、協働主義的色彩を持つオーストリア民事訴訟法のもとでは後退してる。これは聞いた話ですが、ドイツにおいても事実上職権証拠調べに対する制約は後退している——おそらく裁判所がリードして当事者からの申し出を促す、あるいは擬制するというのではないかと推測していますが——そうです。当事者の限度での話ではありますが、真実に基づく裁判という方向性がここにはみられるわけですけど、協働主義というのは、イデオロギー論争の側面があることはもちろんですが、実は一つにはこういった方向性とその正当性を社会的というイデオロギッシュなことばでくくったものであり、何か特段に異なったもの、それまでとはまったく異なったものを打ち出していこうというものではないのではないのか、そう思われてなりません。先にシュワープ先生からうかがったパスサーマンの本に対する感想、「ジャーナリスティック」だというのは、少しいいすぎかもしれませんが「話を大きくしすぎ」という趣旨ではなかろうかと推測する次第です。

## 【終わりに】

私からは以上でございます。あちこちとまとまりのない、雑駁なコメント、というより感想になってしまいましたが、少しなりとも皆様のご理解に寄与できれば幸甚です。

最後に、私の方からすこしおたずねしたい、勉強させていただきたいことがございます。中国における和解ですが、その和解の職権性というのは、どこに由来するのか。わが国でも——条文上（民事訴訟法89条）はできるとなっていますが——裁判所は和解に努めなくてはならない、和解による解決は望ましい方向だとされています。しかし、和解というのは当事者ベースの問題です。わが国の調停でも、話がまとまらないときは、調停委員会が合意に代わる決定を下すことができます（民事調停法17条）。また、簡易裁判所事件については、調停の場合とはその趣旨がどうも違うようですが、裁判所が和解に代わる決定を下すことができます（民事訴訟法275条の2）。でも、当事者がいやだといえばそれで終わりです。しかし中国では、和解主義というものが、少し乱暴な言い方なのかもしれませんが、当事者の裁判所を利用する権利、出訴権を制約する方向に動く。不受理みたいな形でですね。そうだとしたら、もうそれは当事者ベースの問題じゃな



い。それを突き詰めていけば、いくら経っても、一般に当事者主義といってよいような手続き、私権の自由な行使という前提に立った民事訴訟手続というのは生まれにくいんじゃないかと思うんです。やはり、かつての東ドイツの民事訴訟のように、社会主義なりの体制維持に奉仕するメカニズムという大きな衣を脱ぎ去ってはいない、ぬぐいさることのできない何か「枷」みたいなものがある。そんな漠然としたものですが、そうであるなら、中国の民事訴訟上の諸原則の評価も、我々の尺度で測ってみても意味がない、ということになりはしないだろうか。そのあたりのところについて、ご感想といった程度でもご教示願えればと存じます。

長い時間ご静聴ありがとうございました。

以上